

第五十七号議案

江戸川区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者
江戸川区長
多田正見

江戸川区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

江戸川区公衆浴場法施行条例（平成二十四年三月江戸川区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号に次のただし書を加える。

ただし、ろ過器等を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、第六号の水質基準を維持することができるとする範囲において一週間に一回以上換水すること。

第三条第一項第十号二中「併用し」を「併用する等」に改め、同条第二項第一号「日出時」を「午前六時」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

公衆浴場における衛生等管理要領の内容を踏まえ、公衆浴場の浴槽水の換水頻度を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。